

	係るもの (b) 中部総合事務所の管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区域に係るもの		中部総合事務所長 西部総合事務所長					係るもの (b) 中部総合事務所の管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区域に係るもの
	15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの							15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管区域に係るもの (b) 中部

	<p>a 東部 総合事務所及 び八頭 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事務所及 び日野 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>□ 設備工事に 係るもの</p> <p>(イ) 工事費が$8,000$ 万円以上の工 事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が$8,000$ 万円未満の工 事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係 る本庁舎等の 工事に係るも の</p> <p>b a以外のも の</p> <p>(a) 東部 総合事務所及 び八頭総合事 務所の所管区 域に係るもの</p> <p>(b) 中部</p>		<p>— 東部総合事務 所長</p> <p>— 中部総合事務 所長</p> <p>— 西部総合事務 所長</p>	<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p>		<p>総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>(c) 西部 総合事務所及 び日野総合事 務所の所管区 域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に 係るもの</p> <p>(イ) 工事費が$2,000$ 万円以上の工 事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が$2,000$ 万円未満の工 事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係 る本庁舎及び 議会棟の工事 に係るもの</p> <p>b a以外のも の</p> <p>(a) 東部 総合事務所及 び八頭総合事 務所の所管区 域に係るもの</p> <p>(b) 中部</p>		<p>— 西部総合事務 所長</p>	<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p>
--	---	--	--	---	--	--	--	------------------------	---

	総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					西部総合事務所長										西部総合事務所長	
	16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの															東部総合事務所長	中部総合事務所長

								所の 所管 区域 に係 るも の (c) 西 部 總 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの								西 部 總 合 事 務 所 長	
	a 東 部 總 合 事 務 所 及 び 八 頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの		—					東 部 總 合 事 務 所 長									
	b 中 部 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの		—					中 部 總 合 事 務 所 長									
	c 西 部 總 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの		—					西 部 總 合 事 務 所 長									
	□ 設 備 工 事 に 係 る もの																
	(イ) 工 事 費 が 8,000 万 円 以 上 の 工 事 に 係 る もの																
	(ロ) 工 事 費 が 8,000 万 円 未 滿 の 工 事 に 係 る もの																
	a 營 繕 費 に 係 る 本 庁 倉 等 の 工 事 に 係 る もの																
	b a以 外 の もの																
	(a) 東 部 總 合 事 務 所 及 び 八 頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの							東 部 總 合 事 務 所 長									東 部 總 合 事 務 所 長
	(b) 中 部 總 合 事 務							中 部 總 合 事 務 所 長									中 部 總 合 事 務 所 長

	所の 所管 区域 に係 るも の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の						西部 総合事務 所長													西部 総合事務 所長	
17 同規則第41条の 規定による工事の 延期の承認 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の																				東部 総合事務 所長	中部 総合事務 所長

a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	— 東部総合事務 所長	るもの (c) 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	— 西部総合事務 所長
b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	— 中部総合事務 所長		
c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	— 西部総合事務 所長		
□ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が \yen 8,000 万円以上 の工事に 係るもの		□ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が \yen 2,000 万円以上 の工事に 係るもの	
(ロ) 工事 費が \yen 8,000 万円未満 の工事に 係るもの a 管理 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るもの		(ロ) 工事 費が \yen 2,000 万円未満 の工事に 係るもの a 管理 費に係 る本庁 舎及び 議会棟 の工事に 係るもの	
b a以 外のもの		b a以 外のもの	
(a) 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	東部総合事務 所長	(a) 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	東部総合事務 所長
(b) 中部 総合事 務所の 所管区 域に係	中部総合事務 所長	(b) 中部 総合事 務所の 所管区 域に係	中部総合事務 所長

るもの (c) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの	西部総合事務 所長	るもの (c) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの	西部総合事務 所長
18 同規則第42条第1項の規定による工期の繰後の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁	東部総合事務 所長	18 同規則第42条第1項の規定による工期の繰後の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	

	倉等の 工事に 係るも の b. a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の																													
19 同規則第42条第 2項の規定による 通常必要とされる 工期に満たない工 期への変更の要求 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東 部 総 合 事 務 所 及 び八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係																														

	るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの					—	中部総合事務 所長													
	c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの					—	西部総合事務 所長													
	□ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの					—														
	a 管理 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の b a以 外のも の (a)					—	東部総合事務 所長													
	東部 総合事 務所及 び八 頭総合 事務所の 所管区 域に係 るもの (b)					—	中部総合事務 所長													
	中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの (c)					—	西部総合事務 所長													
20	同規則第42条第 31項の規定による 請負代金の変更及 び必要な負担の決 定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係																			
20	同規則第42条第 31項の規定による 請負代金の変更及 び必要な負担の決 定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係																			

るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 普請費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの 口 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 普請費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 (b) 中部総合事務所				—		東部総合事務所 所長																																																		
						中部総合事務所 所長																																																		
						西部総合事務所 所長																																																		

総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					— 西部総合事務所長													
21 略										21 略								
22 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が8,000万円以上の工事に係るもの					— 東部総合事務所長 — 中部総合事務所長 — 西部総合事務所長													

	<p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>	—					—	東 部 総 合 事 務 所 長														
23	<p>同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 に 係 る も の (2) 中 部 総 合 事 務 所 に 係 る も の (3) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 に 係 る も の</p>						—	東 部 総 合 事 務 所 長	中 部 総 合 事 務 所	西 部 総 合 事 務 所										東 部 総 合 事 務 所 長	中 部 総 合 事 務 所	西 部 総 合 事 務 所
24	<p>同規則第49条第1項の規定による図籍(図書)の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係</p>																					

	るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 普請費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所 <small>の</small> 所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの Ⅱ 設備工事に係るもの (一) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 普請費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 <small>の</small> 所管区域に係るもの (b) 中部					るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの —
		—	東部総合事務所 所長			
		—	中部総合事務所 所長			
		—	西部総合事務所 所長			
		—				
		—				
		—	東部総合事務所 所長			
		—	中部総合事務所 所長			

	総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					— 西部総合事務所長													
25 同規則第2条第11項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上						— 東部総合事務所長 — 中部総合事務所長 — 西部総合事務所長		25 同規則第2条第11項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの											

	<p>の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの a. 普 通に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の b. a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>	—						—	東 部 総 合 事 務 所 長																					
26	<p>同規則第57条第 1項の規定による 工事目的物の使用 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 普 通に係 る本庁 舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の</p>	—						—	中 部 総 合 事 務 所 長																					
									西 部 総 合 事 務 所 長																					
									—																					

<p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>					<p>— 東部総合事務 所長</p>											
<p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>					<p>— 中部総合事務 所長</p>											
<p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>					<p>— 西部総合事務 所長</p>											
<p>□ 設備工事 に係るもの</p>																
<p>(イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの</p>																
<p>(ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの</p>																
<p>a 管轄 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るもの</p>																
<p>b a以 外のもの</p>																
<p>(a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの</p>					<p>— 東部総合事務 所長</p>											
<p>(b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>					<p>— 中部総合事務 所長</p>											
<p>(c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの</p>					<p>— 西部総合事務 所長</p>											

<p>の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの</p>		—	中部総合事務所 所長	
28 略				28 略
<p>29 同規則第9条第21項(同規則第6条第21項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に</p>			<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	<p>29 同規則第9条第21項(同規則第6条第21項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に</p>

	<p>係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所 の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの</p>								
<p>30 同規則第30条第2項の規定による前払に係る認定</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>					<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
<p>31 同規則第31条第2項の規定による請負代金の前払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に</p>				<p>東部総合事務所 所長</p>					<p>東部総合事務所 所長</p>
	<p>係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所 の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの</p>								
<p>30 同規則第30条第2項の規定による前払に係る認定</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>					<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
<p>31 同規則第31条第2項の規定による請負代金の前払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に</p>				<p>東部総合事務所 所長</p>					<p>東部総合事務所 所長</p>

	係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工 事に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの				中部総合事務 所長					係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工 事に係るもの イ 請負対象 設計金額が 2,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 2,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎及 び議会議 会の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの						中部総合事務 所長				東部総合事務 所長				東部総合事務 所長				中部総合事務 所長				西部総合事務 所長				西部総合事務 所長
32	同規則第66条第 11項の規定による 工事の出来栄部分 等の確認 (一) 営繕費に係 る本庁舎等の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの (2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るも の (3) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に 係るもの				東部総合事務 所長					東部総合事務 所長						東部総合事務 所長				東部総合事務 所長					中部総合事務 所長				西部総合事務 所長				西部総合事務 所長			
33	同規則第66条第																																			

	<p>4項の規定による請負代金の部分払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>				<p>4項の規定による請負代金の部分払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	
34	同規則第7条第								34	同規則第7条第					

	<p>1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>		<p>1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
--	---	--	---	--	---	--	---

	35 略					35 略				
	<p>36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>			<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>		<p>36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>			<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	

るもの		るもの
<p>37 同規則第2条第71項の規定による当該物件の処分等の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>— 東部総合事務所 所長</p> <p>— 中部総合事務所 所長</p> <p>— 西部総合事務所 所長</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>— 東部総合事務所 所長</p> <p>— 中部総合事務所 所長</p> <p>— 西部総合事務所 所長</p>	<p>37 同規則第2条第71項の規定による当該物件の処分等の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>

	務所の 所管区 域に係 るもの																				
職員課 一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1~3 略																				
	4 同法第26条の2第1項の規定による職員の修学部分休業の承認 (一) 次長等(次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び地方機関の長に係るもの (二) 部長等(部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの																				
	5 略																				
	6 同法第28条第1項又は第2項の規定による職員の分限(心身の故障による休業を除く。)又は同法第29条第1項から第3項までの規定による職員の懲戒に係る処分																				
	7 職員団体の業務に専ら従事する職員に係る事務のうち次に掲げるもの (一) 専任休暇の承認 (二) 職務算出の許可 (三) 専任休暇の取消し																				
二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	8 同法第30条第1項の規定による職員の営利企業等の従事の許可 (一) 部長等及び地方機関の長(部長に相当する職の職員に限る。)に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(部長に相当する職の職員を除く。)に係るもの (三) 部長等及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの																				
	9 略																				
	1 略																				
三~六 略	2 同法第22条の17第1項及び第3項の規定による職員の派遣申請及び派遣についての協議																				
	3 略																				
七 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)に基づく知事の権限	1 同規則第8条第2項の規定による昇格基準によることの承認の申請																				
	2 略																				

職員課 一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1~3 略																				
	4 同法第26条の2第1項の規定による職員の修学部分休業の承認 (一) 次長等(次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び地方機関の長に係るもの (二) 部長等(部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの																				
	5 略																				
	6 同法第28条第1項の規定による職員の営利企業等の従事の許可 (一) 部長等に係るもの (二) 次長等に係るもの (三) 部長等及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの																				
	7 略																				
二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 略																				
	2 同法第22条の17第1項及び第2項の規定による職員の派遣申請及び派遣についての協議																				
	3 略																				
三~六 略																					
七 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)に基づく知事の権限	1 略																				
	2 同規則第15条第1項の規定による昇給の承認の申請																				

限に属する 事務	3 略																			
八 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認 （一）次長等及び地方機関の長に係るもの（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号から第11号までの事由に該当する場合に限る。） （二）所属職員に係るもの（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号から第11号までの事由に該当する場合に限る。）																			
九 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略 3 同条例第7条第1項又は第3項の規定による勤労時間又は休憩時間の変更の承認の申請																			
十一～十六 略																				
十七 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和47年法律第289号）に基づく知事の権限に属する事務	1 労働協約の締結																			
十八 略																				
十九 略																				
二十 略																				
自治 研 修 所	一 その他の事務																			

限に属する 事務	3 略																			
八 職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認 （一）次長等及び地方機関の長に係るもの（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号の事由に該当する場合に限る。） （二）所属職員に係るもの（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号の事由に該当する場合に限る。）																			
九 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略 3 同条例第8条第1項又は第3項の規定による勤労時間又は休憩時間の変更の承認の申請																			
十一～十六 略																				
十七 略																				
十八 略																				
十九 略																				
自治 研 修 所	一 その他の事務	1 鳥取県個人情報保護条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（自治研修所が管理している個人情報に係るものに限る。） （一）同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定不存通知及び期間の延長 （二）同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものを除く。） （三）同条例第29条及び第30条第1項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なものを																		

		1 略																													
		2 略																													
福利厚生室	一一八 略																														
	九 略																														
行政経営推進課	一 略																														
	二 鳥取県事務母体権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第7項及び第10項の規定による課内室長等に専決させる事項の報告の受理										2 略																			
三 略																															
略																															
税務課	一 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づ	1-25 略									26 同法第30条の4第1項から第3項	東部総合事務所長																			
		除く。)																													
		2 鳥取県情報公開条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(自治研修所が保有している公文書に係るものに限る。)																													
		(一) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定(特に重要なものを除く。)																													
		(1) 全部開示の決定																													
		(2) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定並びに存否応答拒否の決定																													
		(イ) 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの																													
		3 略																													
		4 略																													
福利厚生室	一一八 略																														
	九 鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和56年鳥取県訓令第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第16条第11項第2号又は第4号の規定による人の健康に害を及ぼすおそれのある業務の指定又は特別健康診断の対象職員の名										2 同規則第25条の規定による健康管理区分の決定							3 同規則第26条の規定による健康管理区分の変更							4 同規則第30条第4項の規定による健康管理区分の変更					
土 略																															
行政経営推進課	一 略																														
	二 鳥取県事務母体権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第61項の規定による課内室長に専決させる事項の報告の受理										2 略																			
三 略																															
略																															
税務課	一 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づ	1-25 略									26 同法第30条の4第1項から第3項	東部総合事務所長																			

く知事の権限に属する事務	までの規定による納税義務の免除、徴収の猶予又は徴収の猶予をした期間に対応する部分に係る延滞金額の免除											
	27 同法第39条の15第1項の規定による納付義務の免除											東昭総合事務所長
	28 略											
	29 略											
	30 略											
	31 略											
	32 略											
	33 略											
	34 略											
	35 略											
	36 略											
	二及び三 略											
四 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）に基づく知事の権限に属する事務（税務課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同条例第4条第4項の規定による総合事務所長への指示											
	2及び3 略											
	4 同条例第17条に規定する徴税吏員等の証票の交付（1. 徴税吏員証の交付のうち総合税務課発着勤務する県の職員に係るもの及び検税吏員証の交付に係るもの（2. 徴税吏員証の交付のうち総合事務所県税局に勤務する県の職員に係るもの											総合事務所長
	5 同条例第27条第11項第4号の規定による国民体育大会に準ずる競技会の指定											
	6 同条例第37条ただし書の規定による課税免除の承認（証紙徴収の方法により徴収されるものに限る。）											東昭総合事務所長
	7 同条例第44条の規定による申告書の受理											東昭総合事務所長
8 同条例第71条ただし書の規定による課税免除の承認											東昭総合事務所長	
9 同条例第78条第1項の規定による申告書若しくは同条例第21項の規定による報告書又は同条例第79条の規定による申告書若しくは修正申告書の受理											東昭総合事務所長	

く知事の権限に属する事務													
	26 略												
	27 略												
	28 略												
	29 略												
	30 略												
	31 略												
	32 略												
	33 略												
	34 略												
	二及び三 略												
	四 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第4項の規定による県税事務所長への指示											
2及び3 略													
4 同条例第17条に規定する徴税吏員等の証票の交付													

	10	1から9まで以外の事務																		総合事務所長
五	鳥取県税条例遵守規則(昭和35年鳥取県規則第40号)に基づく知事の権限に属する事務	1	すべての事務																	総合事務所長
六	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1	すべての事務																	総合事務所長
七	鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第10条の規定による地方道路課与税、石油ガス課与税及び航空燃料課与税の課税の認定																	
		2	同規則第26条に規定する地方自治法施行令第138条の2第1項の規定による収納の事務の委託																	
八 略																				
九	鳥取県納税滞り組合規則(昭和30年鳥取県規則第30号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第9条第21項に規定する証拠の交付 (1) 総務課事務課に勤務する徴税吏員に係るもの (2) 総合事務所県税局に勤務する徴税吏員に係るもの																	総合事務所長
		2	1以外の事務																	総合事務所長
地 域 自 立 戦 略 課																				
十八	特定非営利活動法人の設立の認定	1	同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認定																	総合事務所長
	権限に属する事務	2	同法第10条第2項(同法第25条第51項及び第34条第51項において準用される場合を含む。)の規定による認定の申請に係る公告																	総合事務所長
		3	同法第25条第3項の規定による定款の変更の認定																	総合事務所長
		4	同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定																	総合事務所長
		5	同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認定																	総合事務所長

五	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1	すべての事務																	県事務所長
六	鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第10条の規定による所得課与税、地方道路課与税、石油ガス課与税及び航空燃料課与税の認定																	
七 略																				
地 域 自 立 戦 略 課																				
一~十七 略																				

		6 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の承認																		総合事務所長		
		7 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施																		総合事務所長		
		8 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改選命令																		総合事務所長		
		9 同法第43条第1項及び第21項の規定による特定非営利活動法人の設立の承認の取消し																		総合事務所長		
青少年・文教課	一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可																				
		2 同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理																				
		3 同法第13条の規定による私立学校の閉鎖の命令																				
		4 同法第32条の8第1項の規定による私立の専修学校の設置及び廃止並びに設置者の変更及び目的の変更の認可																				
		5 同法第32条の9の規定による私立の専修学校の名称、位置又は学則の変更等の届出の受理																				
		6 同法第32条の11第1項において準用する同法第10条の規定による私立の専修学校の校長を決定した旨の届出の受理																				
		7 同法第32条の11第1項において準用する同法第13条の規定による私立の専修学校の閉鎖の命令																				
		8 同法第33条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による私立の各種学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可																				
		9 同法第33条第2項において準用する同法第10条の規定による私立の各種学校の校長を決定した旨の届出の受理																				
		10 同法第33条第2																				
協働推進課	一 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の承認																			総合事務所長	
		2 同法第10条第2項(同法第25条第51項及び第34条第5項において準用される場合を含む。)の規定による承認の申請に係る公告																				総合事務所長
		3 同法第25条第3項の規定による定款の変更の承認																				総合事務所長
		4 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の承認																				総合事務所長
		5 同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の承認																				総合事務所長
		6 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の承認																				総合事務所長
		7 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施																				総合事務所長
		8 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改選命令																				総合事務所長
		9 同法第43条第1項及び第21項の規定による特定非営利活動法人の設立の承認の取消し																				総合事務所長
		二 鳥取県青少年健全育成条例(昭和66年鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨																			
2 同条例第9条の2に基づく青少年健全育成協力員の委嘱及び委嘱の取り消し																						
3 同条例第11条の																						